

長野県経営品質協議会会則

第1条 (名称)

本会は「長野県経営品質協議会」と称する。

第2条 (目的)

本会は、経営革新に向けたツールである「経営品質向上プログラム」の普及活動を通し、元気な企業・組織の創出と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本経営品質賞委員会の定める経営品質アセスメント基準及び考え方の普及推進に関わる事業
- (2) 組織内で経営革新を進めるための人材育成事業
- (3) 長野県経営品質賞の運営
- (4) その他、前条の目的を達成するための事業

第4条 (会員)

1. 本会は、本会の趣旨に賛同する法人及び個人をもって構成し、それぞれ「法人会員」「個人会員」とする。
2. 本会の趣旨に賛同する経済団体、学識経験者等については幹事会の承認をもって「賛助会員」とすることができる。

第5条 (加入と退会)

1. 会員となることを希望するものは、所定の申込書を提出し、幹事会の承認を得るものとする。
2. 会員はあらかじめ本会に通知し、退会することができる。但し、この場合既納の会費は一切返金しないものとする。

第6条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の目的に反するような行為をしたとき
- (2) 本会の名誉を著しく毀損する行為をしたとき

(3) 1年以上所定の会費を滞納したとき

第7条 (会費)

1. 会員は、毎年所定の納期までに年会費を納入しなければならない。年会費は次のとおりとする。

	(納入区分)	(年 額)
法人会員	大規模組織(従業員規模101名以上)	80,000円
	中規模組織(従業員規模51名~100名)	50,000円
	小規模組織(従業員規模50名以下)	30,000円
個人会員		20,000円
賛助会員		一口1万円で5口以上又は役務の提供

2. 事業年度の途中入会は、残期間を四半期単位で按分した額とする。

3. 会費の徴収方法等については別に定めるところによる。

第8条 (組織)

経営品質の普及、推進機関である「幹事会」を設置する。

第9条 (役員)

1. 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 副代表幹事 若干名
- (3) 幹事 20名以内
- (4) 監事 2名

2. 役員は、総会において選任する。

3. 正副代表幹事は、幹事会において幹事の互選で選任する。

第10条 (役員 of 責務)

1. 代表幹事は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるときは、代表幹事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 幹事は、本会の事業運営に関する重要事項の審議にあたる。

4. 監事は本会の業務及び会計を監査し、その監査結果を総会に報告する。

第 1 1 条 (役員任期)

1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. やむを得ず任期途中で退任する場合は、代表幹事に届け出て、後任者が決るまでの間その任にあたる。
3. 後任者の任期は、その残余の期間とする。

第 1 2 条 (顧問)

1. 本会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、幹事会の推薦により代表幹事が委嘱する。

第 1 3 条 (推進員)

1. 本会に推進員を置くことができる。
2. 推進員は、幹事会の推薦により代表幹事が委嘱する。

第 1 4 条 (会議等)

本会の会議は、「総会」及び「幹事会」とする。

第 1 5 条 (総会)

1. 総会は、「通常総会」及び「臨時総会」の2種とし、代表幹事が招集する。
2. 総会の議長は、代表幹事をもってあてる。
3. 通常総会は、事業年度終了後、3ヶ月以内に開催する。
4. 臨時総会は、会員の1/3以上の要求又は代表幹事が必要と認めた場合に開催する。

第 1 6 条 (総会の決議事項)

この会則で別に定めるものの他、次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 本会則の改廃に関する事項
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 会員に関する事項
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) その他、特に重要な事項

第17条 (総会の議事)

1. 総会は、総会員数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。
2. 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 総会における会員の議決権は、法人会員、個人会員各々1票とする。
4. 会員はあらかじめ通知のあった事項につき、委任状をもって議決権を行使することができる。
5. 前項の規定により議決権を行使するものは、出席者とみなす。

第18条 (幹事会)

1. 幹事会は、「代表幹事」「副代表幹事」「幹事」をもって構成する。議長は、代表幹事がこれにあたる。
2. 幹事会は、本会の事業の企画、立案及び運営に関する重要事項の審議にあたり、代表幹事がこれを招集する。
3. 幹事会の議決は、出席者の過半数により決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 次に掲げる事項は幹事会の議決を経なければならない。
 - (1) 総会に上程すべき事項
 - (2) 顧問の委嘱に関する事項
 - (3) 推進員の委嘱に関する事項
 - (4) 長野県経営品質賞の運営に関する諸規程の作成、改廃に関する事項
 - (5) 長野県経営品質賞申請ガイドブックの発行に関する事項
 - (6) その他、特に重要な事項
5. 幹事会は、事業の要請に基づく専門部会を置くことができる。

第19条 (事業及び会計年度)

事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条 (経費)

本会の経費は、会費、事業収入及びその他の収入をもって充てる。

第21条 (事務局)

1. 本会の事務を遂行するために、長野県中小企業団体中央会に事務局を委託す

- る。
2. 長野県中小企業団体中央会は、事業の遂行にあたり業務の一部を推進員に委託することができる。

第22条 (雑則)

この会則に定めるものの他、会務の運営上必要な事項は、幹事会において定める。

付 則

この会則は、平成22年10月26日から施行する。

平成23年06月14日改訂

平成24年06月26日改訂

平成25年06月28日改訂

平成25年08月29日改訂